

3. 自営業の子ども（世帯主）と同居する方 （子40歳：営業所得390万円、本人78歳：公的年金収入180万円）の場合

【賦課のもととなる所得】

$$[本人] 180万円 - 110万円 - 43万円 = \underline{27万円}$$

公的年金控除※1 基礎控除※2

※1 年金収入が330万円未満の場合は、110万円の公的年金控除があります。

※2 基礎控除が43万円あります。

【均等割軽減判定所得（世帯主と被保険者の合計）】

[世帯主] 営業所得	=	<u>390万円</u>	} 390万円+55万円=445万円 →均等割軽減非該当 ※4
[本人] 180万円 - 110万円 - 15万円	=	<u>55万円</u>	
		特別控除※3	

※3 65歳以上の方で、年金所得がある場合は、15万円の特別控除があります。

※4 軽減該当基準額を超過しているため、均等割軽減非該当。

軽減該当基準額

7割軽減判定基準額：43万円・・・43万円+10万円×（1人-1）

5割軽減判定基準額：74万円・・・43万円+（31万円×1人）+10万円×（1人-1）

2割軽減判定基準額：100万円・・・43万円+（57万円×1人）+10万円×（1人-1）

【保険料額】

	均等割額 (100円未満切捨)		所得割額 (賦課のもととなる所得×所得割率)		小計 (100円未満切捨)
医療分	56,200円	+	25,893円 (270,000円×9.59%)	=	82,000円
子ども分	1,300円	+	675円 (270,000円×0.25%)	=	1,900円

年間保険料額：83,900円